【様式２―①】

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称：法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係）

規 制 の 名 称：特定事業者の信託に関する取引時確認に係る確認事項の追加

規 制 の 区 分：□新設　☑拡充　□緩和　□廃止

担 当 部 局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室

評 価 実 施 時 期：令和８年 10 月

★　本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるⅰ又はⅱのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）

ⅰ

（該当理由）

・　本規制の拡充による負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が１回当たり１万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
ⅰ	**規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2―①）** ※　設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ⅱ	**規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2―①）**

1　規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係）

・　現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第４条第１項第４号では、特定事業者は、特定取引を行うに際し、顧客等が法人である場合に、その実質的支配者の本人特定事項を確認することとされているところ、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第２条第２項）及び有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第２条）については当該実質的支配者の本人特定事項の確認の対象とはされていない。

・　この点、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（以下「ＢＯ新法」という。）は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン等」という。）に悪用される危険性を踏まえ、法人のみならず、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合についても、実質的支配者に係る情報の届出義務の対象としている。これを踏まえ、マネロン等の防止を目的とする点で共通する犯収法においても、顧客等が投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合である場合について、特定事業者がその実質的支配者の本人特定事項を確認することとする。

・　また、犯収法上、信託の受益者は顧客等に当たるところ（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第５条）、同法上の特定事業者である信託会社等は、同法上の特定取引である信託に係る契約の締結等を行うに際して、顧客等（当該信託の委託者（顧客）及び受益者（顧客に準ずる者）。以下同じ。）の本人特定事項等の確認を行わなければならない。この点、ＢＯ新法は、これらの者以外の者も含めた信託関係当事者が信託の制度をマネロン等に悪用することを防止する目的で、信託の受託者に対し、当該信託関係当事者に係る情報の把握及び記録を義務付けることとしている。これを踏まえ、犯収法においても、信託会社等が特定取引を行うに際しては、顧客等以外の信託関係当事者（特定事業者である受託者を除く。以下「特定信託関係当事者」という。）の本人特定事項（同当事者が法人の場合にはその実質的支配者の本人特定事項）を確認することを新たに義務付けることとする。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

・　国際的に、汚職資金隠匿や租税回避等のためにオフショア法人や信託が組み合わされ、実質的支配関係が秘匿されていた事例が明らかになっていることを受けて、マネロン・テロ資金供与等対策に関する多国間の枠組みであるＦＡＴＦ（Financial Action Task Force（金融活動作業部会）において、信託の受託者に対し、信託に関する十分かつ正確で最新の実質的支配者に係る情報を取得して一定の期間保持すること、権限ある当局がその情報に効率的かつ適時にアクセスできるようにすることが求められているが、我が国は当該要請にまだ対応していない。

・　令和10年にはＦＡＴＦによる対日相互審査が予定されており、この審査において対応が不十分と評価された場合には、マネロン等対策に重大な欠陥がある国として、いわゆるグレイ・リストに掲載される可能性が高まるところ、当該リストに掲載された場合、各国の金融機関は日本の金融機関を通じた取引を行う際のリスク管理を強化することが求められることとなる。例えば、海外の企業等が日本国内の企業等と取引を行うため、自国の金融機関から日本の金融機関に送金を行う場合、通常の本人確認等に加え、取引の内容やリスクに応じて、送金資金の出所や送金目的等について追加的な確認や資料提出を求められることがあり、手続に多大な時間やコストを要することとなる可能性がある。このことは、取引自体の負担が増加することにより、日本の企業等への投資等の国際取引を慎重にさせる要因となり得る。このように我が国がグレイ・リスト国として公表された場合、その影響は金融資本市場にとどまらず、企業活動や投資活動全般に及ぶおそれがあり、その結果、我が国の経済成長が鈍化し、莫大な経済的損失をもたらす可能性がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

・　上記の課題を解消・予防するため、犯収法を改正し、特定事業者である信託会社等が信託に係る契約の締結等の特定取引を行うに際しては、特定信託関係当事者の本人特定事項（同当事者が法人の場合にはその実質的支配者の本人特定事項）を確認することを新たに義務付けることとする。

２　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

・　本規制の拡充の結果、信託に関する取引において、特定事業者（信託会社等）は特定取引の際に特定信託関係事業者の本人特定事項（同当事者が法人の場合にはその実質的支配者の本人特定事項）を確認することとなるほか、当該取引が犯収法第８条に規定する疑わしい取引である場合には、当該取引が特定事業者から行政庁に疑わしい取引として届け出られることとなる。これにより、信託を悪用したマネロン等をより効果的に抑制することが可能となると考えられる。また、必要に応じ、捜査当局が特定事業者から迅速に当該特定信託関係当事者に係る実質的支配者等の情報を入手することが可能となり、マネロン等の犯罪捜査を効果的に行うことが可能となる。

・　また、本規制の拡充により、ＦＡＴＦによる対日相互審査においてグレイ・リストに掲載されることを回避し、我が国の企業活動や投資活動全般に悪影響が及ぶことを防止することが可能となる。

・　なお、これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、ＦＡＴＦにおける評価により、定量化することとする。

３　負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

・　改正案を前提とした場合、特定事業者には、信託に関する特定取引時に特定信託関係当事者の本人特定事項を確認する義務が新たに生じる。また、これに関連して、特定事業者には、それらに関する記録等を作成・保存する作業等に要する費用や、疑わしい取引を行政庁に届け出る際に必要な書類の作成や提出に要する費用等が発生する。

・　これら費用の具体的な金額の算出は困難であるものの、特定事業者は、既に一定の取引に際し、顧客等の本人確認事項を確認し、それらに関する記録等を作成・保存する義務が課されているところ、その確認義務等の対象に、特定信託関係当事者の本人特定事項が追加されるにとどまるものであることから、費用の増加は限定的であることが見込まれる。

＜行政費用＞

・　本改正により、特定事業者の所管行政庁が、特定事業者に係る義務の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、立入検査、指導等及び是正命令の措置を行う費用が発生する。

・　また、国家公安委員会は、特定事業者が当該措置を履行していないと認めるときは、所管行政庁に対し、当該特定事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、また、それに必要な限度において、当該特定事業者に対し、その業務に関して報告等を求めることができることとされていることから、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。

・　本改正に係る上記の各措置がどの程度必要となるかは、各特定事業者による義務の履行状況次第であるため、現時点では定かでなく、具体的な金額の算出は困難である。しかし、例えば、令和７年中、国家公安委員会・警察庁は、５件の報告徴収を行ったほか、所管行政庁に対し２件の意見陳述を行っており、これらを受

け、所管行政庁は、３件の是正命令を発している。本改正の施行後の各措置の件数等がこれと同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると見込まれる。

４　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☑意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・　中小企業等にも義務を及ぼすことに鑑みて、一般的に分かりやすい制度とし、過度な負担とならないように努めてほしい。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・　法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する有識者会議（令和８年９月 24 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・　内閣官房ホームページ「法人等の実質的支配者（ＢＯ）に係る情報の把握等に関する有識者会議」
（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/beneficial_ownership/index.html）

５　事後評価の実施時期

【新設・拡充】

・　本改正については、施行から５年以内の適切な時期に事後評価を実施する。